

## 岐南町空き店舗対策事業補助金について（しおり）

新規出店を促進し地域の活性化を図るため、町内の空き店舗を賃借して営業を開始する事業主に対し、町予算の範囲内で家賃の一部を補助します。補助額が本年度の予算額に達した場合、受付を終了します。

### 1 補助の対象

#### （１）対象者

- ① 町内の空き店舗を賃借して出店する個人または法人
- ② 賃貸借契約締結後６か月以内であるもの
- ③ 岐南町商工会に加入しているもの

#### （２）対象となる空き店舗

町内で、６か月以上利用されていない住居以外の物件

### 2 補助の内容

#### （１）補助の対象となる経費

店舗の１月分の賃貸料

※敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用を除く

#### （２）補助率・補助額

２万円を限度とする

補助期間は原則２年間を限度とする

※例外として毎月の補助の交付額を縮減し、交付期間を５年間まで延伸することができる

#### （３）交付の条件

この補助事業で対象となった経費に対して、他の補助金等の交付を受けていないこと

※岐阜県企業立地促進事業補助金をのぞく

### 3 申請の方法

申請書を提出する前に、まちづくり推進課へご相談ください。手続きの説明と事前のヒアリングを行います。

《申請書類》

- ① 岐南町空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第１号）
- ② 岐南町商工会会員であることを証するもの
- ③ 賃貸借契約書の写し
- ④ 個人は住民票、法人は登記事項証明書
- ⑤ 他の法令等により許可、確認等が必要なものについては、許可書等の写し

⑥ その他町長が必要と認める書類

※確認事項書類

4 申請にあたっての注意事項

- ① 次に該当する場合は補助の対象外となります。
  - ・ 個人及び法人に係る町税を滞納しているもの
  - ・ 政治的活動または宗教的活動に関係するもの
  - ・ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた店舗で同一事業を開業するもの
  - ・ 町内の既存店舗から町内の空き店舗へ移転して事業を行うもの
  - ・ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条で定める業種を行おうとするもの
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの
  - ・ 賃借する空き店舗の所有者と生計を一にする者もしくは 2 親等以内の親族である者
  - ・ その他町長が不適切と認める営業を行うもの
- ② 空き店舗の斡旋はしません。
- ③ 補助金の支払い後、対象事業に違法等の不正行為が確認された場合は、返還を命じることがあります。

お問合せ・申し込み先

岐南町役場 まちづくり推進課 （庁舎 2 階）

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣 7 丁目 1 0 7 番地

TEL 058-247-1370 FAX 058-240-4568

※申請書は町のホームページ「ぎなんねっと」からダウンロードできます。

<https://www.town.ginan.lg.jp/1156.htm>

## 補助金申請から交付までの流れ

